

申告の対象とならない資産

1. 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
(小型フォークリフト、トラクター、田植機、農耕作業用トレーラ 等)
2. 棚卸資産 (商品、貯蔵品 等)
3. 生物 (鑑賞・興行用は申告対象) ・立木・果樹
4. 書画・骨とう (複製等は申告対象)
5. 繰延資産 (開発費、創業費、試験研究費 等)
6. 無形固定償却資産 (特許権、営業権、ソフトウェア 等)
7. 使用可能期間が1年未満または取得価格が10万円未満で、法人税法または所得税法の規定により、一時に損金または必要経費に算入するもの。
8. 取得価格が20万円未満の資産で、事業年度ごとに一括して3年間で償却を行うことを選択したもの。
9. 平成20年4月1日以降に取得したファイナンス・リース取引に係るリース資産 (法人税第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するもの) で、その所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの。